（鑑定人の宣誓）

第四十六条の三　鑑定人の宣誓書には、良心に従って誠実に鑑定をすることを誓う旨を記載しなければならない。

2　鑑定人の宣誓は、宣誓書を裁判所に提出する方式によってもさせることができる。この場合における裁判長による宣誓の趣旨の説明及び虚偽鑑定の罰の告知は、これらの事項を記載した書面を鑑定人に送付する方法によって行う。

（受命裁判官等の証拠調べの調書）

第四十六条の四　受命裁判官又は受託裁判官の所属する裁判所の裁判所書記官は、第四十六条第一項において読み替えて準用する民事訴訟規則第百四十二条の期日調書に同条の文書の写しを添付することができる。

（和解・法第百条）

第五十三条　子の返還申立事件における和解については、民事訴訟規則第三十二条第一項及び第二項、第百六十三条並びに第百六十四条の規定を準用する。この場合において、同規則第百六十三条第一項中「書面又は電磁的記録」とあるのは「書面」と、「記載し、又は記録して」とあるのは「記載して」と、「付記し、又は記録する」とあるのは「付記する」と、同条第三項及び第四項並びに同規則第百六十四条第二項及び第三項中「電子調書」とあるのは「調書」と、同規則第百六十三条第三項並びに第百六十四条第二項及び第三項中「記録しなければ」とあるのは「記載しなければ」と、同規則第百六十三条第四項中「記録した」とあるのは「記載した」と読み替えるものとする。

［2　略］

3　法第百条第一項において準用する民事訴訟法第二百六十四条の規定により当事者間に和解が調ったものとみなされたときは、裁判所書記官は、和解条項案を受諾する旨の書面を提出した当事者に対し、遅滞なく、和解が調ったものとみなされた旨を通知しなければならない。

（即時抗告の規定及び民事訴訟規則の準用・法第百十条）

第六十七条　［略］

2　民事訴訟規則第五十条の二、第百九十条第一項、第百九十二条、第百九十三条、第百九十六条及び第二百二条の規定は、特別抗告及びその抗告審に関する手続について準用する。この場合において、同規則第五十条の二中「電子決定書（法第百二十二条（判決に関する規定の準用）において準用する法第二百五十二条（電子判決書）第一項の規定により作成される電磁的記録であって、決定に係るものをいう。第六十七条（口頭弁論に係る電子調書の実質的記録事項等）第一項第七号及び第百六十条（判決の更正決定等の方式）第一項において同じ。）」とあるのは「決定書」と、「電子調書に記録させる」とあるのは「調書に記載させる」と、同規則第百九十六条第一項中「第百九十四条（上告理由書の提出期間）」とあるのは「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律による子の返還に関する事件の手続等に関する規則第六十一条」と、「第百九十条（法第三百十二条第一項及び第二項の上告理由の記載の方式）又は第百九十一条（法第三百十二条第三項の上告理由の記載の方式）」とあるのは「同規則第六十七条第二項において準用する第百九十条第一項」と読み替えるものとする。

（即時抗告等の規定及び民事訴訟規則の準用・法第百十二条）

第六十八条　［略］

2　民事訴訟規則第百九十二条、第百九十三条、第百九十六条及び第百九十九条第一項の規定は法第百十一条第二項の申立てについて、同規則第二百条の規定は法第百十一条第二項の規定による許可をする場合について、同規則第五十条の二及び第二百二条の規定は許可抗告の抗告審

［新設］

（和解・法第百条）

第五十三条　子の返還申立事件における和解については、民事訴訟規則第三十二条第一項及び第二項、第百六十三条並びに第百六十四条の規定を準用する。

［新設］

［2　同上］

［新設］

（即時抗告の規定及び民事訴訟規則の準用・法第百十条）

第六十七条　［同上］

2　民事訴訟規則第五十条の二、第百九十条第一項、第百九十二条、第百九十三条、第百九十六条及び第二百二条の規定は、特別抗告及びその抗告審に関する手続について準用する。この場合において、同規則第百九十六条第一項中「第百九十四条（上告理由書の提出期間）」とあるのは「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律による子の返還に関する事件の手続等に関する規則第六十一条」と、「第百九十条（法第三百十二条第一項及び第二項の上告理由の記載の方式）又は第百九十一条（法第三百十二条第三項の上告理由の記載の方式）」とあるのは「同規則第六十七条第二項において準用する第百九十条第一項」と読み替えるものとする。

（即時抗告等の規定及び民事訴訟規則の準用・法第百十二条）

第六十八条　［同上］

2　民事訴訟規則第百九十二条、第百九十三条、第百九十六条及び第百九十九条第一項の規定は法第百十一条第二項の申立てについて、同規則第二百条の規定は法第百十一条第二項の規定による許可をする場合について、同規則第五十条の二及び第二百二条の規定は許可抗告の抗告審